

フリッツ・ナフタリ編

経 済 民 主 主 義 (6)

山 田 高 生 訳

農業生産において一連の技術的組織的対策は、個々の経営によってではなく、たぐさんの経営が連合することによってのみ実行されうるが、これがすでに講じられていたならば、以上のことは、とりわけ農業に近い林業の分野に妥当する。訓練された森林業者の立場からすれば、無計画に運営され、多くの小分割地に細分された農民の森林ほど喜ばしくないもの、立遅れたものはない。公共の立場からすれば、ときには有害でさえある。現代の林業経営の技術は、森林がより大きく統一的にまとめられることを要求している。なぜなら立木の育成や伐採のさいに樹木の生存条件を考慮することができるからである。それゆえそのような森林所有者の直接的利益からも、国はこの分野で、たまたま所有者になった人に自分の所有物を自由にまかせておくのではなく、細目にわた

経 済 民 主 主 義 (6)

經濟民主主義 (6)

る規定を發令することによって個別利益を全体利益に合致させることが望まれる。もっともよい形態は、よく訓練された森林官の任命であつて、この者は国の役人である必要はまったくなく、例えば森林所有者の同業組合によつて任命された者でもよいのである。

だが林業の生産的課題に直面して私的イニシャティブと私的所有が有効性を持たないということは、個々の森林所有者の利害対立——これは上位の組織によつて一致させられねばならないが——にのみ起因しているわけではない。おそらく森林所有者の私的利益とそれぞれの地方で森林經濟と離れがたく結びついている全体の國民經濟的利益とのあいだの対立は、もっと重要である。森林は単に木材生産のためにだけあるわけではないし、ましてやその所有者の狩獵の楽しみのためにだけあるのではない。森林は、それぞれの地方の經濟のなかで風土的条件を規定するのに著しく重要な役割を演ずる。立木がおかまいなしに伐採されたために、したがつてつまるどころ、森林所有者の私的恣意に対抗して全體的な國民經濟的觀點が十分貫徹されなかつたために、地中海諸国の広範な地域では密度の高い農耕文化の可能性が數世紀にわたつて否定されてきた。森でおおわれた山は全地域に水を確保し、豪雨期や乾燥期のあいだの調整を行なうが、しかし裸の山は、大量の水を貯えておくことができない。その結果、乾燥と大水害が交互に出現し、古代にはローマの穀倉と言われた地域が今日では人の住まない荒地となつた。このような災害は、もちろん人間文化の歴史のなかで少なからぬ役割を演じているが、この点を度外視しても、森林は、現在の國民經濟においては単に森林所有者の所有物であるというばかりでなく、全國富の不可欠な構成要素であつて、ここではとくに慎重で面倒見のよい取扱いが要求される。そのため自由主義の政府でさえ、個々の所有者の森林処分權を大幅に制限しなければならなかつたのである。しかし人口密度が増

(107)

大するにつれて、このような措置でも十分ではないこと、森林はそれをたまたま所有した者の伐採対象ではあつてはならず、国民全体のための「福祉の森」に計画的に変えられねばならないことが次第に明らかになってきた。

農業生産における経済民主主義的な現象形態の分野は、協同組合的自主管理の重要性によって著しく拡大することのできない未来の成果を実現しなければならないだけではない。まさしく生産の領域でも、協同組合の自主管理の大きな課題は、とりわけ販売状況の影響がもつとも直接的に反映する生産対策と生産物の品質の向上と統一化（標準化）にある。今日とくに農民経済の穀物販売は、各農家が隣家の栽培する種類を考えずに自分だけ都合のよい穀物の種類を栽培しているため、著しく阻害されている。しかしむしろ農業の努力は、つぎの方向に向けられねばならない。すなわち、取引をやり易くし、より上質で、より均質な穀物を基礎に安価で割の合う価格を達成するために、ある地方ではもつとも重要な穀物の種類についてできるだけわずかな種類しか栽培しないか、あるいは唯の一種類しか栽培しないという方向である。家畜生産の利益にかんしては、生産物の形成にたいする販売条件の影響ははるかに大きい。しかし模範的な農業協同組合制度を有するデンマークでは、販売組織が均質で安全保証つきの品質を要求した結果、すべての農家で同一種類の豚が肥育され、均質性と市場性がつねに監視されるばかりでなく、この豚の飼育さえ協同組合によって作成された統一的な計画にしたがつて行なわれている。それゆえこれは、個々の経営者は経営の日常的活動から自分で決定せざるをえない対策について独立して行動するが、しかし一連の問題にかんしては、上部組織のために独立性を放棄しなければならぬ、しかも自分の利益のために十分納得してそうするのだという例をわれわれに示しているのである。

經濟民主主義 (6)

農産物の売却という領域に広くかかわるようになればなるほど、個人の經濟指導の重要性はそれだけ少なくなり、そして大きな地域を計画的に規制する包括的な經濟組織の優勢は、それだけ大きくなる。誇張なしに言うことができることだが、經濟的關係の形成者としての個々の經營者と、しばしば称賛された自由競争と自由市場の規制力とは、農産物の販売のさいと同様、おそらく今なおどの分野でもきつぱりと拒否されることはあるまい。合理的な市場組織の課題は、農産物を最短距離で、且つ値上りを最低におさえて生産者から消費者にとどけ、消費需要をできるだけはやく生産者に知らせ、かくて生産物を販売可能性と市場の需要に密着して發展させることにある。個人主義的經濟は、とりわけこのような課題を類例のないやり方で拒否してきたのであった。農産物——ドイツ經濟の消費財需要のほぼ三分の一——が生産者から消費者にわたる途中で通過する過程は、あまりにも多過ぎる仲介人によって作為的に延ばされ、複雑にさせられている。このように過度に膨張した仲介人の装置を維持するため、國民經濟にかかる費用の総額は莫大なものである。多くの農産物は、消費者の手にわたる以前に、二倍に、多くはそれ以上に値上りしている。

資本主義的經濟制度のなかで供給と需要の均衡および生産と需要の均衡をもたらす自由な價格形成のメカニズムは、農産物の売却のさいにとくに顕著な仕方では働らかなくなる。資本主義的價格形成の原理によれば、「均衡状態」における価格は生産費をカバーし、実際の市場価格はこの均衡状態を少しばかり上まわるか、あるいは下まわるにすぎない。それは、需要の範囲に応じて生産を刺激したり制限するのに十分な程度である。しかしながら、今日の經濟のなかで観察される農産物の價格変動は、この程度をはるかに超えており、その本性からして決して生産と需要を一致させるといふ課題を満たすことはできない。例えば四年間のうちに、ライ麦價格が時に

は数ヶ月以内に二度ほど二倍に騰貴し、二度ほど半値に下落するようなことをわれわれは体験しているが、そのような価格変動は価格形成の合理的機能とはまったく関係ない。それはむしろ、市場組織が不作という自然的変動に適應できなかったことの表現である。つまり、私的資本主義に組織されたドイツ経済は、ライ麦の収穫が豊作のとき、つぎの減収に備えて収穫の剰余分を貯蔵するための機関をなんら有していないことを示している。穀物、関税は、表向きは農生産者に十分の価格を保証するという課題を担っているが、危機的な価格変動を緩和させたことはなかった。それどころか反対に、ある時代には極端にまですすめてしまったことさえあったのである。ドイツ穀物市場の共同経済的規制、つまり目的意識的な穀物政策のみが、ドイツの収穫の剰余分を収容し慎重に保管し、すぐれた家長がするように、欠乏の時代のために用意しておき、それでもなお不足の追加需要を世界市場でできるだけ安い価格で購入するよう努め、外国の穀物相場の変動にかかわらず国内価格を安定的に維持しようとする。このような政策のみが、農生産者と消費者に満足してもらええる状態をつくり出すことができるのである。

資本主義的個人主義経済がうまく機能しないことは、肉の生産についても屠畜の価格形成についてもとくに教訓的な仕方で見られている。ドイツ国民経済の肉の需要のうちもっとも大きな部分は、周知のごとく豚の生産によってカバーされる。それは、——他の農生産部門とは対照的に——比較的急速に拡大し、そして再び比較的に急速に縮小することができる生産である。われわれが豚肉市場で体験する危機的な価格変動は、すでに自由な価格形成と今日の市場組織が決してこの課題に應えるものではないことを示している。この生産部門では、幾百万の自営農業がそれぞれ自分で生産の拡張とか縮小を決定し、それによって需要と供給のあいだに均衡をもたらす

ことになっているが、そのような個々の経営者の決定は価格形成の衝動によって規定されており、消費需要に対応して生産を規制するには非常に不完全な手段であるということがここでは大変印象的に現われている。豚の価格が有利であり、とくに豚の価格と飼料の価格との関係によって豚の飼育が非常に儲かるように見えるときには、幾百万の農家はそれぞれまったくばらばらに、しかも同じ経済的思惑に縛られることによって相互に結びつけられて、同時に豚の飼育と子豚の生産の拡大にむかって邁進する。そのさい、このような生産の増大によってもたらされた製品がいち度市場に出まわるならば、生産増加分の総額が市場の収容能力をはるかに超えるか否かについて考えないし、考えることさえできないのである。それどころか、まさしくこの種の生産調整によってまったく確実に市場の供給過剰が生ずる。非常に有利な価格の時期に生産を開始した農家は、生産の過程で全般的な価格暴落に見舞われたためひどく失望して、今や、またはそれぞれみんなならばだが、みんな同時に豚の生産から手をひいていくことになる。生産は日常の消費需要をはるかに下まわる。それゆえ今や、市場の逼迫と急激な値上りがはじまり、しばらく後に、再び過度な生産増加の新しい波が押しよせるといふ具合である。生産の過度な拡張と過度な縮小、あるときは過度に高い価格とあるときは過度に低い価格というこのような上下変動は、生産者と消費者と国民経済全体にひどい重荷を負わせるのである。無数の自営業者の自由な決定が有意義な生産計画をもたらすことができるという考えに固執しているかぎり、それは決して克服できない。むしろ、個々の経営者の決定が並存する代りに、市場、生産範囲、需要の計画的研究が行なわれるばあい、および適宜に、すなわち激しい価格変動がはじめて現われる前に、生産者が生産を若干縮小するか、もしくは若干拡大するということを中央の機関から提案されるばあい、したがってこの分野でも、私的資本主義の個人経済に代って計画経

済的生産規制が行なわれるばあいに、それは克服されるのである。その際もちろん、豚の価格と豚の生産の安定が可能であるのは、同時に飼料穀物とじゃがいもの販売も秩序よく行なわれ、その価格形成についても収獲変動の過度な影響が排除されるばあいのみであることが考慮されねばならない。そのための前提は、じゃがいも乾燥法の進歩によって、技術的にはすべて整っているが、しかし今日のじゃがいも市場とじゃがいも乾燥業の組織にはなお相変らず経済組織的前提の方が欠けているのである。

以上のように共同経済的規制は、価格変動によってふりまわされる農業にとってはまさに死活問題であり、消費にとっても均一価格と低価格という形で大幅な負担の軽減をもたらすことになるが、しかしそれは、なんらかの官僚主義的地位によって独裁的に処理されてはならない。それどころか、生産者と消費者の大多数がそのような規制が必要であるという共通の認識に達すること、および生産者と消費者のあいだの了解に基づいて、この規制が民主主義的なやり方で実行され、基礎づけられることが必要なのである。

広汎な生産者大衆と消費者大衆の経済的教育という課題の解決にあたって、大きな貢献をなすのは協同組合制度である。生産者協同組合と消費者協同組合とのあいだの直接的商品交換を拡大することによって、生産者から消費者への経路を短縮し、販売組織を改善することは古くからの要求である。このような綱領的な要求は、世界経済会議のために国際労働局が作成した覚え書が示しているように、農産物の世界貿易においてすでに大きな現実的意義を得ているが、しかしドイツの国民経済の内部では、まだ最初の第一歩をふみ出したばかりである。消費者の協同組合との協働にたいし農業生産者協同組合の指導的人物によって行なわれた政治的妨害は、今日ではまったく無くなってしまったわけではないが、もはや決定的な役割を演じていない。発展が遅れている理由は、

現在のところとりわけつぎの点にある。すなわち、消費協同組合はたしかに実によく組織されており、資本力の点でも営業面でも上手に運営されているが、しかし農業の組織の内部では営業、資本力、とくに内部の規律つまり協同組合にたいする組合員の契約遵守がまだほとんど發展してないためである。それゆえここでは、なによりもまず大切なことは、つぎのような認識を農業のなかに育てることである。それは個々の経営者が目先の利益や目先の仕事を追いかけていたのでは自分の繁栄に役立たないのであって、むしろ經濟の健全化は、經濟的視野と全体の連帶的利益のもとへの自発的服従とによって達成されるものであるという認識である。

生産者と消費者のあいだの了解に基づくばあいのみ、生産者組織と消費者組織のあいだの計画的な協力が行なわれるばあいのみ、そして立法および行政による共同經濟的規制——それはまたもや大幅に協同組合的協力の經驗に基づいているわけだが——が行なわれるばあいのみ、農業生産物の販売とドイツ國民經濟の生活物資の供給は、今日の私的資本主義的無政府状態の混乱から救出され、真に実り豊かに形成されるのである。

農業では零細經營の意義が大きく、經營集中化の傾向がみられないため、労働者問題は工業のばあいほどには經濟發展にたいし支配的意義を持たないとしても、民主主義的要素を經濟指導に貫徹するには、ここでも經濟的組織に農業労働者を積極的に参加させることが必要であることは言うまでもない。共同決定の要求は、この分野でも労働関係の規制の問題——これについては社会法の拡大、とくに經營協議会の拡大のために実際にまだ多くのなすべき事柄が残っている——にとどまらない。さらにそれは、労働力の計画的な管理と經濟指導の共同經濟的促進への影響を目指している。労働力の管理に関しては、農業では外国人農業労働者の就業にたいする特別な規制がある。外国人農業労働者の招致について、毎年国の労働局によって人数の最高限が定められている。ドイツ

におけるすべての外国人農業労働者の募集と周旋は、ドイツ労働者センターが独占しており、その理事会と監査役会は農業の雇主組織の代表と農業労働者の労働組合の代表から同権的に構成されている。経済性を促進する上で農業会議所が公的な職業代表として重要な役割を演ずることができるといふことは、前に述べた。農業会議所は、プロイセンでは企業家だけの会議所であるが、他の一連のドイツの州では原則として一定の被用者代表の参加が認められてはいる。しかしそのばあい、どこでも同権は認められていない。あるところでは、労働者代表として認められているのは馬鹿馬鹿しいほど少数であり、またあるところでは、彼らの協力を労働者問題についての特別委員会に限定することが問題になっている。ここでは、農業労働者を——その労働組合によって代表されて——同権的な協力に引き入れることが民主主義的發展の前提であることは、とくに強調するまでもないことである。農業労働の研究の問題は、最近では農業における近代的経営指導にとって次第に重要性を増しつつあり、そして労働者は技術のあらゆる成果を農業に利用しようとする努力にいつも与_くするが、この研究が成果を上げることができるといふかは、いつも決定的に、労働者が改良にみずからすすんで協力し、それゆえ新しい作業方法を成功させることができるような、しかもやってみれば、一方的に雇主の利益だけが考慮されるにすぎないときには抑制されるような、そのような労働意思を獲得するかどうかに懸っている。農業労働者の職業教育と普通教育とは、農業労働者が農業の共同経済的指導に協力するようになる上でつねに最大の意義を持っている。これについては、その著しく多様な形で前述したところである。まさしくこの分野では、職業教育の拡充が経済民主主義の発展にとって不可欠な下部構造なのである。

第二章 國家の經濟政策の諸機關の民主化

國家における労働組合の地位

支配階級と彼らによつて支配された國家は、労働者の代表を自發的に承認したことはなかつたし、その經濟・文化政策への影響を認容したこともなかつた。労働組合は非常に困難な闘争のなかで、大變卑劣な迫害と野蠻な抑圧によつて再三再四妨害されながら、承認を一步一步かちとらねばならなかつた。この闘争は、今日でもなお同じような粘り強さで各地で続いているが、しばしば直接参加しない者からは顧りみられない。なぜなら闘争の形態が以前より上品になつたし、すでに梯子の最初の段を登り切つたからである。

前世紀の七〇年代における團結禁止の廢止によつて、はじめて労働者は労働組合施設の拡充に着手することが許された。もちろんやがて、社會主義者鎮壓法がまたもやこのひ弱ではあるが、希望にみちた船出を押しつぶした。しかしながら、これはすでに大變深く労働者のなかに根を下ろしたので、彈圧立法の廢止後に運動の廢墟のなから新しい力強い生命が直ちに芽をふくことができたのである。

社會主義者鎮壓法「の廢止」とともに、ビスマルクもまた失脚した。政權についたばかりの若いカイザー・ヴィルヘルム二世は、意識的にビスマルクに対抗して、その家父長主義的支配のもとで労働者にも適當な形で自分の希望を述べる機会を与えたいと考えた。一八九〇年二月四日の勅語によつて、つぎのような制度の創設が約束された。それは、労働者が自分たちの信賴する人物を通じて、雇主と被用者の共通の問題の調整に参加する制度で

あつて、雇主および政府機関との交渉のさいには彼らの利益をまもるといふ権能が与えられることになつてゐた。この意図が雇主の反対にあつて挫折した後、労働者階級にたいするカイザーの関心も消えた。新しい努力が今度は帝国議會から起こり、政府はためらいながら且ついやいやながら帝国議會のあとからついていつた。帝国議會が再三催促をした後、はじめて政府は、一九〇八年に同権的な職業別産業會議所〔の設置〕を定めた労働會議所法案を提案した。法案によれば會議所は、同業組合と労働者委員会の間接選挙によつて構成される。労働組合の書記はその選挙から除外されることになつてゐた。この法案は帝国議會での激しい批判にあつて取り下げられ、新しい法案におきかえられた。今度はたしかに、直接秘密選挙に基づく一般の會議所が規定されてゐたが、労働者組織の専従書記はまたもや認められなかつた。帝国議會はこの會議所の仕事の範圍を拡大し、會議所メンバーの四分の一までは労働組合の書記のなかから選出することができるよう要求した。そこで政府は、この法案も流産させ、一九一三年に三番目の法案を提案した。これは「当時」次第に中心問題になつてきた代表の問題をもう一度古い意味で蒸返したものであつた。再び帝国議會は、労働者代表の選挙権をつけ加え、そしてまたもや政府は法案を廃案にしたのであつた。このような政府の態度は、一般に労働組合運動にたいしとつた立場とまったく一致してゐたのである。

結社法による妨害やストライキ訴訟が再び盛んになつた。同時に政府は、企業家の強要によつて團結行為にたいする包括的な例外法と刑罰法の強化にとりかかつた。これらは一八九九年の監獄法案をうわまる恐れがあつた。それゆえ一九一四年六月のミュンヘン労働組合大会は、もつとも激しい抗議運動を起さざるをえないと考へた。戦争勃発のさいに、労働組合が自分らの団体が解散させられるかも知れないと覺悟したときの緊張と同じで

あった。以上のわずかな例からも、戦前の政府の強硬な反組合的態度は十分明らかである。このような事情のもとでは、労働組合による被用者のなんらかの法的代表も、政府と労働組合のあいだのなんらかの関係も存在しなかったことは言うまでもない。社会的施設（疾病保険、傷害保険、災害防止）において労働組合職員が被用者代表として協働したならば、それは通例のごとく被保険者としての資格で間接的に行なつたにすぎないのである。

このような状態は、戦争の開始とともににはじめて変化した。もちろん徐々にはあるが。一九一四年八月一日に労働組合の総務委員会は、労働組合は妨害をうけない旨通告された。労働組合の承認は、十一月十四日に帝国当局のお歴々（帝国宰相の代理も含む）とプロイセンの大臣が、労働組合会館と協同組合の経営を視察されたいというベルリン労働組合委員会の招待に応じたことよつて象徴的に表明された。戦争状態は經濟全体を根底から動揺させたが、このまったく異常な事態のもとでは労働組合の権力増大に反対する闘争は考えられなかった。それどころか、性急な緊急法の実施は労働組合の協力なしには、住民の広範な層への影響なしにはまったく考えることができなかったのである。後にも見られたように、ここでも一定の分野で、労働組合と企業家の協働によつて政府にたいする労働組合の影響の増大が醸成されたことは特徴的である。戦争の最初の数日に、すでに長いこと存在していたドイツ印刷業の賃金協約共同体が労働供給に尽力した。建設業、ペンキ業、石工業、石版印刷業、材木業がこれになつた。このような関係がやがて拡がっていったが、ここから後の労資共同体の先駆形態が発展した。それはまたもや、憲法による労働組合の承認に先行したのである。

政府との外面的な結びつきが急速につくられた。だが、労働組合を協働に引き込むのには少々手間どつた。すでに一九一四年八月二日に労働組合の総務委員会は、工業労働者の所得保護に關係する諸条件について帝国内務

省と交渉した。工業にたいする石炭と原料の供給、食糧の供給規制、交通の便益のような経済問題、失業手当、じゃがいもパンの値下げ、脂肪や肉の供給における問題等々について帝国の諸官庁で広範な交渉がもたれた。民間向けの戦時食糧管理局の一二〇名の顧問の一人に、総務委員会のメンバーが任命された。しかし、労働組合と大変近い関係にある戦病者福祉の帝国委員会にさえ、労働組合は代表を送ることを認められなかった。すべての上部組織が一諸になって、帝国宰相に請願したにもかかわらず、である。

決定的な変化は、一九一六年末の祖国勤労奉仕法の通過とともに始めて現われた。これによってドイツ国民の全労働力が動員されることになっており、したがってその課題は、労働組合の抵抗に逆っては簡単に実行されえないものであった。一九一六年二月五日のこの「祖国勤労奉仕法」においてはじめて、「被用者の経済的組織」がそのメンバーの利益代表として公式に承認された。それゆえこの法律について、労働組合の協力が問題になるかぎりで簡単に説明しておこう。勤労奉仕の管理は戦時補給局の責任であり、そして労働者問題の担当には一名の労働組合員（金属労働組合の議長）が参加した。ある職業とか経費が勤労奉仕にとって重要であるかどうか、およびこの経済部門に人員が必要かどうかという問題については、個々の軍団司令部の委員会で決定されるが、その構成は議長として将校一名、上級国家官僚二名および雇主と被用者それぞれ代表二名からなっていた。議長と経済代表は戦時補給局が定めた。委員会の決定にたいする苦情は、中央局に申し出ることができた。中央局は、被用者組織と雇主組織の代表各一名を含む七名から構成された。勤労奉仕義務は、自発的な届け出がないばあい、各地区につき議長として将校一名、上級官僚一名および雇主と被用者の代表各一名からなる委員会によって命ぜられた。転職は、証明書があるばあいのみ許された。申請された証明書の交付を雇主が拒否したばあ

經濟民主主義 (6)

い、予備委員会の各地区につき議長として戦時補給局の委任者一名および雇主と被用者の代表各三名からなる委員会に異議を申し立てることができた。あらかじめ予定されたすべての委員会に雇主と被用者の代表を招集するため、戦時補給局によって雇主と被用者の経済的組織の提案リストが集められた。もちろん戦時補給局は、提案リストに拘束されることはなかった。さらに營業条令第七章に合致し、通常少くとも五〇名の労働者が就業しているすべての勤労奉仕の経営には、常設の労働者委員会が設置されなければならない。したがって勤労奉仕法は、同時に経営協議会制度の幕明けでもあった。

九ヶ月後(一九一七年八月)に經濟政策と社会政策はすべて帝国内務省の手からはなれて、特別な帝國經濟省に移管された。この省はやがて、労働組合も参加する自己管理団体をそれぞれの産業部門につくった。そこで例えば、「戦時經濟から平和經濟への移行期における経済的損害を除去するため」、九の下部グループを持つ織物産業中央局が設立され、その代表者総会はこれに参加する工業、手工業、商業、職員と労働者の集団から構成された。これに参加した団体には、提案権だけが与えられたにすぎず、任命は帝國宰相によって行なわれた。中央局は帝國經濟省の下部官庁であった。

そうこうしている間に戦況が中部列強に大変不利になってきたため、とりわけ企業家は、間もなく訪れる戦争終結と激しい政治的变化を考慮して、国内で強力な力を得ることが予想される勢力との関係を良くしようとする。ライン・ウエストファールン鋳業団体は、これまでは絶対的な主人の立場をもっとも頑強に代表していたが、この団体でさえ一九一八年十月半ばの賃金交渉のさいに、労働組合を労働者の代表として承認したことは世人の注目を集めた。総務委員会の代理人と著名な雇主団体の代理人とによって公式の交渉が持たれた。十一月五

日と、再度六日に労働組合の代表と企業家団体の代表は、政府との話し合いのなかで特別な帝国復員局〔の設置〕を共同で要求した。そしてこれは、その翌日に設置されたのである。同時に、労資共同体の基礎的見取図も描かれた。労資共同体は、革命の数日後に、つまり一九一八年十一月十五日に一部修正されて発表された。これとともに、労働者階級の政治的権力獲得の直接的結果として、労働組合の同権が事実上承認された。法律上の根拠は一九一九年八月十一日のワイマール憲法によって与えられた。一六五条はつぎの言葉ではじまっている。「労働者と職員は、賃金・労働条件の規制と生産力の全経済的發展について企業家と共同して同権的に協働する権限を有する。双方の組織とその協定は承認される。」同時に一六五条は、この同権的協働が実行される機関、つまり地区経済協議会と全国経済協議会を定めた。後者は——二〇名の「ライヒ経済省の経済顧問」が一時的にそれを先導した後に——暫定的な形で一九二〇年五月に形成されたのにたいし、同様に憲法で保証された地区経済協議会の方はまだ発足していない。労働組合は、それを補うものとして在来の工業会議所、手工業会議所、農業会議所に同権的代表を要求したが、この要求はこれまで満たされていない。

全国経済協議会では被用者の利益と雇主の利益は、労働組合と企業家団体がそれぞれひとつの部門を占めることによって、組織的に対等になるように配慮されている。これと並んで、同じ代表者数で、その他の経済団体と専門家の混成からなる第三のグループが現われた。このグループは、第一の両部門のあいだで意見が喰い違ったさいに決定権を握っている。全国暫定経済協議会は、単なる鑑定人会議所にすぎない。全国経済協議会が究極的にはもっと多くの権限を持つかどうかは、ライヒ議会の決定に依存している。これまでの全国経済協議会には諸権利が与えられていないとしても、それにもかかわらずこれは、鑑定人としての活動によって責任があり、影響

経済民主主義（6）

力のある活動を行なう。一連の行政審議会にとって、これは命名団体である（附録2を見よ）。雇主の代表と被用者の代表は、申し合せにしたがって半年交代で議長を務める。このことは、経済協議会のもともとの理念が生産者代表の両部門だけを念頭においていることを示す外的特徴なのである。第三の者がそれに加わったのは、後になってからである。

全国経済協議会が今後別の傾向を示したとしても、憲法に基礎をおくこのような経済議会の創設は、自発的な協定に基づく労資共同体にとって意味がないわけではなかった。中央労資共同体は今以上のものでなければならなかったか、あるいは完全に余計なものになる危険があった。なにはさて置き、まだ無用の長物にはなっていない。強力な枠組が設けられた。十二の専門グループのもとに多数の下部グループがあり、それぞれ幹部会と委員会を持っていた。したがってそれは、全産業を包括する制度であって、ここでは、「ドイツの工業と営業にかかわるすべての経済的社会的問題とそれに関するあらゆる立法問題と行政問題を共同で解決する」ことが目指された。同時に、このグループのメンバーはライヒと経済省に公的機関として設置された目的団体と経済同盟において、自分の産業部門を代表しなければならないということが計画された。その意図は、このような人的結合によって将来の公的経済団体と協定にもとづく労資共同体とのあいだに密接な結びつきをつくり出そうという点にあった。しかしこの大がかりな構想は、完全に実現するに至らなかったのである。やがて、最大の労働組合のいくつかは労資共同体から脱退した。インフレーションは労働組合の物質的力を弱め、組合員数の激減をもたらししたが、その過程において企業家は、労働者にたいする闘争によって、失われた権力的地位を再びとりもどそうと考え、それゆえ労資共同体をわずらわしく余計なものと感じるようになった。中央労資共同体の存続は価値のな

いものとなり、自由労働組合は脱退を表明するにいたった。かくて一九二四年三月三十一日に、共同の事務所が解散された。キリスト教労働組合が唯ひとつ脱退しなかつたので、労資共同体はもちろん名前だけ残った。同様に、計画された経済同盟についても名前だけだが、鉄工経済同盟が——たとえ事実上数年来一度も会合がもたれなかつたとしても——法律上存続したのである。

労働組合と企業家団体のあいだの自発的な協力に深い亀裂が入った後、全国経済協議会の重要性は一層高まつた。全国暫定経済協議会の組織委員会が長期間の会議で一致をみたのは、一切の社会・経済政策の法案の導入、もっと重要な法案のさいの発議権、その官吏の身分、予算で承認された資金の恒常的管理、調査（アンケート）権についてであるが、もし本式の全国経済協議会がそうした権利を持つことになったら、それはこの重要性に対応するものとなる。

鑑定者としての活動を行なう全国経済協議会のほかに、一般的な経済政策の問題についてであろうが、社会問題と法律についてであろうが、一連の経済団体がある。これらの団体は、個々の産業部門にたいし方向を与えてやらねばならないが、そればかりでなく、もっと深く実際の行政活動のなかに入りこまねばならない。すでに前章で述べたように、自立の原則にしたがつて全国石炭協議会と全国カリ協議会が最上部組織としてある。それらには一番関係のある労働組合と企業家団体の代表が所属しているが、最上部組織は所属していない。経済界からより緊密な利害代表者だけが参加している火酒独占の顧問団と、国の郵政大臣が幅広い選択権を有する全国郵政の管理協議会とが一連の権利を有している。全国電気顧問団は、もちろん、減多に招集されることはないが、鑑定人としての活動だけを行なう。地区水道顧問団と全国水道顧問団、州鉄道顧問団と全国鉄道顧問団も同じで

経済民主主義 (6)

ある。これらの団体のなかに、一部は法律の規定によって、一部は条令によって労働組合の代表だけが交代で議席を占めている。さらに労働組合は、国立銀行の中央委員会、カルテル審議会、プロイセン電気株式会社の消費者顧問団に招喚された。(主な団体の代表者の職業と地位については、附録2で詳細に述べてある。)

労働組合は、これらの団体のなかで熱心に協働することによって、その理念を効果的に、しばしば成功裡にまゐることが出来る。労働裁判所法、職業紹介と失業保険にかんする法律、労働保護法というような社会政策立法がすべて全国経済協議会においてつっこんで審議されたし、されるであろうこと、全国経済協議会が数えきれないほどの会議を重ねて労働時間条令第七条に服する職業を選び出したこと、失業問題、社会保障の問題、全国坑夫組合法がここで討議されたことを想起されたい。暫定関税率がまずここで審議されたし、ジュネーブの世界経済協議の成果である関税引下げの可能性の問題、マッチ生産と煙草生産の新規制も、ここで多数の専門家の参加のもとで吟味された。労働組合は、社会問題にたいし特別な関心を示したが、同時に農業と栄養の下部委員会、生産信用の下部委員会、木材・林業の下部委員会、交通・水利委員会、移民・住宅委員会、賠償委員会、経営協議会委員会、租税委員会で取りあつかわれた他のいろいろな仕事にも参加した。

労働組合の影響力は、もちろん、全国経済協議会と法律によって定められた上述の顧問団への参加にのみ尽きるわけではない。外務省は一労働組合につきのように確約した。「政府は将来、外国での通商条約交渉にさいして、ドイツ派遣団のメンバーとして専門家が任命されるばあい、被用者代表も協働するよう同等の資格で招聘するだろう」と。さらに労働組合は、最近行なわれたのと同じ仕方、どうなるかわからない交渉についても情報を与えられることが確約された。それに応じて労働組合は、一連の非常に重要な困難な交渉に招かれた。すなわ

ちフランスとの交渉、ポーランドとの継続的な交渉、スペインとの協定にかんする決定、そうこうする間に中断してしまつたロシアとの交渉がこれである。政府がジュネーブの世界経済会議に派遣した五名のドイツ代表のなかに、労働組合のメンバーも加わっていたことは明らかであつた。

民主的国家では労働者階級が決定的な政治的要素となるので、そこではいたるところで古い官憲国家にたいする変化が感じとられ、その結果、労働組合が経済のもつとも重要な担い手であることが次第に認識されるようになる。労働組合の代表は、ライヒ経済省の賃金統計顧問会議、指標委員会、手工業顧問会議、外務省の支局の外貿易管理協議会、内務省委員会の輸出信用保険問題審議会、農業省の冷凍肉委員会のそれぞれに招聘される。公的でない団体での労働組合の協働に重きがおかれ、例えば労働組合代表はドイツ放送の経済番組に選出された。そのほかに全国経済管理局、ドイツ工業規格統一委員会、景気研究所の管理協議会、学術奨励のためのカイザー・ヴィルヘルム協会の評議会、および博物館、展示会、学術的な文化・社会政策協会の幹事会にも選出された。

以上のような多面的で広範囲にわたる経済政策的活動、つまり以前には頑固に労働組合を閉め出していた分野への浸透は、労働組合に反作用を及ぼす。労働組合はすべての経済問題により緊密にかかわり合いを持ち、より組織的に、より詳細に経済の経過を観察するようになる。労働組合新聞は、経済政策の特殊問題も熱心にとり上げるようになる。雑誌『労働』がとくに労働組合政策と経済情報のために刊行され、組合連合体の経済政策部門が拡大し、独自の景気観測が発展しはじめる。急激な発展によって一度に途方もなくさんの課題が労働組合に課せられ、そのため人々は、すべての新しい課題を十分こなすことができなかつたが、しかし今や、それは疲

經濟民主主義（6）

れを知らない、効果のある雑務において内的に習得され、独自の精神が浸みわたっている。それゆえ經濟組織についての共同決定権が、たんに外的に獲得されるばかりではなく、内的にも共同責任の喜びが芽生えてくる。これは、意識的な計画的改革によって、全体のために生産性の増大を目指す意思でもある。

經濟の民主化は、經濟にたいする民主主義國家の増大せる影響と密接に結びついて、生産者として組織された労働者、すなわち労働組合の經濟政策のあらゆる機関への直接的参加がたえず拡大することを必要としている。

このような協働は、經濟組織においてもあの創造する力の結集に達するための道を開くであろう。民主的な共同經濟は、創造力の上のみ構築されうるのである。

(126)